

4. 移動等円滑化の促進に関する取組

【移動等円滑化の促進に関する取組】

基本方針① 主要施設のバリアフリー化の推進

- ・車いす利用者等に配慮した出入口の段差の解消、幅の確保
- ・室内の段差の解消
- ・高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレの設置
- ・階段や廊下への手すり等の設置
- ・障がい者等専用の駐車場の確保
- ・駐車場や道路から施設入口までのバリアフリー経路の確保
- ・施設に応じて障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置
- ・長万部駅、東西駅前広場、東西自由通路の移動の連続性確保
- ・歩道のない道路における路面標示等による安全対策の実施
- ・視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した情報提供設備の設置

基本方針② バリアフリー歩行者ネットワークの形成

- ・舗装路面の適切な維持・管理
- ・視認性の高い点字ブロックの設置
- ・歩道の拡幅、段差の解消など、バリアフリー整備の推進
- ・歩道脇の側溝蓋等の安全性の確保

基本方針③ 公共交通による移動の充実

- ・地域公共交通計画の策定
- ・新たな公共交通の導入

【心のバリアフリーに関する取組】

基本方針④ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進

- ・高齢者や障がい者等の特性やそれぞれが抱える困難、ニーズに関する情報発信
- ・高齢者や障がい者等に関するマーク、障がい者等専用駐車場の正しい理解の普及・啓発
- ・交通マナーや施設利用マナー等の啓蒙活動、情報発信
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の普及・啓発

基本方針⑤ 行動につながる幅広い教育活動の推進

- ・小学校・中学校・高等学校それぞれの段階に応じた「まち歩きバリアフリー点検」の実施
- ・車いすやアイマスクを用いた体験活動等、高齢者や障がい者等の移動の困難さを疑似体験するとともに、サポートの方法等について学ぶ「バリアフリー教室」の開催
- ・高齢者や障がい者等の移動やサポート等を行うボランティア活動の推進

【届出制度】

届出制度は、公共交通事業者又は道路管理者が、マスタープランの区域において、旅客施設※や道路※の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければならない。市町村は届出に係る行為がバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請できることとした制度です。（※旅客施設は生活関連旅客施設に限られます。また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られます。）

長万部町において届出制度の対象とする旅客施設及び道路は右表の通りです。

旅客施設	道 路	届出の範囲
長万部駅	3・4・4本町通（町道本通線）	駅出入口と駅前広場との連続性の確保

バリアフリーマスタープランの評価及び見直し

長万部町バリアフリーマスタープランについては、おおむね5年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、PDCAサイクルによる検証を実施し、現状に則した計画となるように継続的に改善を行っていきます。

さらに、北海道新幹線整備に関連する長万部駅東西の駅前広場やアクセス道路、自由通路整備などについては、計画の進捗に応じて随時見直しを行い、必要に応じてマスタープランを変更し、町の実情にあった継続的な取組としていきます。

また、マスタープランの見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていきます。

1. バリアフリーマスタープランの策定

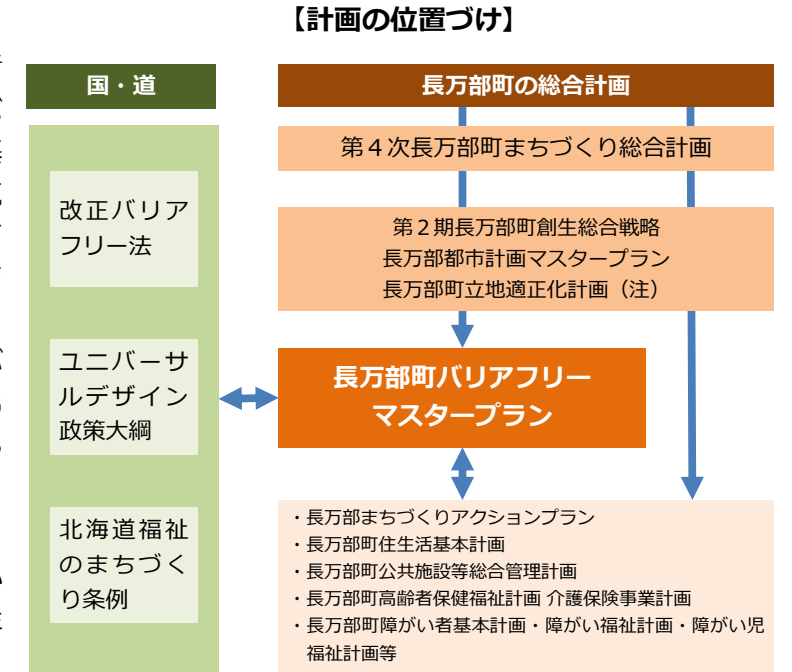
【策定の背景と目的】

平成30(2018)年に改正された高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）においては、これまでの基本構想制度における具体の事業に関する調整が難航する等の課題に対応するため、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）制度が創設されました。

長万部町においては、バリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープランを作成し、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化を促進していくものです。

【バリアフリーマスタープランの期間】

本マスタープランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、概ね5年後をめどに計画の見直しを行うこととします。



（注）長万部町立地適正化計画は令和3年度策定予定

2. 移動等円滑化の促進に関する基本的な考え方

【基本理念】

第4次長万部町まちづくり総合計画における町の将来像「ひらけ！つながれ！おしゃまんべ！！」を踏まえ、長万部町における移動等円滑化の促進に関する基本理念を以下の通り設定します。

拓け！安心、安全、快適がつながる「おしゃまんべ」

～お互いを支えあい、誰もが安心、安全、快適に移動できるまちづくり～

【基本目標・基本方針】

基本目標（1）安心、安全、快適がつながる暮らしやすいまちの実現

全般的に老朽化した施設が多い長万部町においては、バリアフリー化が実現していない施設が多くあります。このため、公共施設はもとより、多くの町民が利用する施設についてバリアフリー化を推進していきます。

高齢者や障がい者等の移動に配慮し、生活関連経路のみにとどまらず、歩道のない道路であっても安心、安全に移動できる都市環境の形成に努め、快適に移動できる歩行者ネットワークの形成を図ります。

また、地域公共交通計画の策定を進め、自家用車に頼らなくても生活できる公共交通ネットワークの構築を目指します。

基本方針① 主要施設のバリアフリー化の推進

基本方針② バリアフリー歩行者ネットワークの形成

基本方針③ 公共交通による移動の充実

基本目標（2）心を開き、お互いを支え合える心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心を開き、その中にあるバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

基本方針④ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進

基本方針⑤ 行動につながる幅広い教育活動の推進

3. 移動等円滑化促進地区等の設定【移動等円滑化促進地区等の設定にあたっての考え方】

(1) 移動等円滑化促進地区
長万部町における移動等円滑化促進地区は、生活関連施設の立地状況及び町営住宅団地の立地状況なども踏まえ、都市計画マスタープランにおける重点市街地拠点を含み、長万部駅を中心に、長万部市街地を概ねカバーするエリアとして、都市計画道路を中心とした境界で設定します。

(2) 生活関連施設
ガイドラインで想定されている生活関連施設を踏まえ、長万部町においては、「旅客施設」、「官公庁等施設」、「教育・文化・交流施設」、「医療・福祉施設」、「商業施設」、「公園・運動施設」の6つの区分に基づき、移動等円滑化促進地区内にある右表の施設を生活関連施設として設定します。

区 分	施設名称
旅客施設	・長万部駅（北海道新幹線長万部駅：令和12(2030)年度開業予定）
官公庁等施設	・長万部町役場 ・長万部郵便局 ・北洋銀行長万部支店 ・北海道信用金庫長万部支店 ・新函館農業協同組合長万部支店
教育・文化・交流施設	・長万部小学校 ・いずみ保育園 ・さかえ保育所/子育て支援センター ・学習文化センター ・町民センター ・青少年会館 ・多目的活動センター「あつまんべ」
医療・福祉施設	・町立病院 ・福祉センター
商業施設	・ラルズマート ・ツルハドラッグ ・イエローグローブ
公園・運動施設	・ファミリースポーツセンター ・B&G海洋センター ・ふれあい公園

(3) 生活関連経路
旅客施設を中心に、生活関連施設間をネットワークするよう生活関連経路を設定します。設定にあたっては、歩道がある、もしくは歩道を整備できる幅員がある道路を基本とします。
なお、令和12(2030)年度の開業が予定されている北海道新幹線長万部駅については、まだ設計以前の段階で、駅西口の駅前広場やアクセス道路も整備計画も未定の状況ですが、これらの施設の開業・整備を念頭におき、計画の進捗に応じて生活関連経路の設定を見直していきます。

